

○喜井町長ふれあいトーク実施要綱

令和元年10月1日

要綱第8号

(目的)

第1条 喜井町長ふれあいトーク（以下「ふれあいトーク」という。）は、町民が気軽に喜井町長と懇談できる環境を整えることで、行政と町民の相互理解を深め、町民と協働による町づくりの推進を図ることを目的とする。

(区分)

第2条 ふれあいトークの区分は、次のとおりとする。

- (1) 喜井町長カフェトーク（以下「カフェトーク」という。）
- (2) 喜井町長出前トーク（以下「出前トーク」という。）

(対象)

第3条 カフェトークは、町内に在住する者を対象とする。

2 出前トークは、町内に在住する者又は町内に在勤、在学する団体又はグループ（以下「団体等」という。）を対象とし、懇談時に5名以上の出席が可能な場合とする。

(制限)

第4条 次の各号に該当すると認められるときは、ふれあいトークの実施を制限するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治団体や宗教団体に特別の利益や不利益となるおそれがあるとき。
- (4) 町政に対する苦情、要望、陳情及び交渉を主たる目的となるおそれがあるとき。
- (5) 直近6ヵ月以内に町長と懇談の機会を持ったことがあるとき。

(6) その他町長ふれあいトークの目的に反し、実施が適当でない認められるとき。

(実施日時等)

第5条 カフェトークは、喜井町長の指定する日時に開催するものとする。

2 出前トークは、原則として午前9時から午後9時までの間の60分程度とする。ただし次の各号に掲げる期間を除く。

(1) 鹿追町の休日を定める条例（平成3年条例第15号）第1条第1項各号に規定する日

(2) 町議会会期中

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第5章に規定する選挙期日以前1ヵ月間

(実施場所と会場の確保)

第6条 カフェトークは、原則平成館（鹿追町新町1丁目）で実施し、その確保は企画課が行うものとする。

2 出前トークは、原則町内の公共施設を利用し、会場の設定、参加者の招集及び進行は、出前トークを申込み団体が行いその実施に係る費用も当該団体が負担する。

(申込み)

第7条 ふれあいトークは、原則事前申込みとする。

2 ふれあいトークの申込みは、喜井町長ふれあいトーク申込み書（様式第1号）によるものとする。

3 カフェトークの懇談時間は、1人1回につき40分を上限とし、2人以上の場合は1回につき60分を上限とする。

4 カフェトークの申込みは、開催日の1週間前まで（役場閉庁日の場合は、その直前の役場開庁日とする）とし、企画課に申込みものとする。

5 出前トークの懇談時間は、1回につき60分を上限とし、同一年度内1回を限度とする。

6 出前トークの開催日程の調整は、行政区または連合行政区単位にあつては担当の地域マネージャーを通じて行い、それ以外にあつては企画課を通じて行うものとする。

7 出前トークの申込みは、開催希望日の中で最も近い開催希望日の60日前から開始し、開催日程等を調整のうえ開催希望日の2週間前まで（役場閉庁日の場合は、その直前の役場開庁日とする）に申込みものとする。

（決定）

第8条 町長は、前条の申込みがあつたときは、懇談日時等について調整のうえ受託の可否を決定し、速やかに通知書（様式第2号）により申込者（団体にあつては代表者）に通知するものとする。

2 町長は、受託する場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

（町側出席者）

第9条 ふれあいトークには、町長が出席するものとする。ただし、町長が特に必要と判断した場合、職員を出席させることができる。

（結果報告等）

第10条 ふれあいトークにおいて聴取した意見等については、喜井町長ふれあいトーク開催結果報告書（様式第3号）に記録し、回答が必要な事項については、担当課長は速やかに処理を行い、その結果を企画課へ提出するものとする。

（広報等）

第11条 ふれあいトークの内容について、町広報紙及びホームページ等にその内容を掲載することができる。

（庶務）

第12条 ふれあいトークの庶務は企画課において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年要綱第12号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年要綱第12号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の要綱の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えたうえ、なお当分の間、使用することができる。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

鹿追町長 喜 井 知 己 様

喜井町長ふれあいトーク申込み書

団体の名称（※）		
代表者の	氏名・年齢	(歳)
	住 所	
	電話番号	携帯番号があれば携帯番号も記入ください。
	F A X	
	Eメール	
希望日	第1希望	年 月 日 () 時 分から (分程度)
	第2希望	年 月 日 () 時 分から (分程度)
	第3希望	年 月 日 () 時 分から (分程度)
会場 (※)	会 場 名	
	住 所	
	電話番号	
参加予定人数		名 (2名以上は名簿添付)
懇 談 内 容		
備 考		

※は出前トークのみ。

カフェトークは、1人40分、2人以上60分を上限とする。

出前トークは、1回につき60分を上限。同一年度内1回を上限とする。

鹿追町役場企画課へ提出ください。

(電話 66-4032、FAX 66-1020、Eメール pr@town.shikaai.hokkaido.jp)

別紙

喜井町長ふれあいトーク参加者名簿

団体の名称（※） _____

	氏名（年齢）	住所・電話番号	備考
1	(歳)	住所 電話番号	
2	(歳)	住所 電話番号	
3	(歳)	住所 電話番号	
4	(歳)	住所 電話番号	
5	(歳)	住所 電話番号	
6	(歳)	住所 電話番号	
7	(歳)	住所 電話番号	
8	(歳)	住所 電話番号	

※は出前トークのみ。

	氏 名 (年齢)	住 所・電話番号	備 考
9	(歳)	住所 電話番号	
10	(歳)	住所 電話番号	
11	(歳)	住所 電話番号	
12	(歳)	住所 電話番号	
13	(歳)	住所 電話番号	
14	(歳)	住所 電話番号	
15	(歳)	住所 電話番号	
16	(歳)	住所 電話番号	
17	(歳)	住所 電話番号	
18	(歳)	住所 電話番号	
19	(歳)	住所 電話番号	

喜井町長ふれあいトーク（決定・否決）通知書

年 月 日

様

鹿追町長 喜 井 知 己

年 月 日付けで申込みのありました「喜井町長ふれあいトーク」について、次のとおり（決定・否決）したので通知します。

日 時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
会 場	会 場 名	
	住 所	
	電話番号	
町側出席者		
条 件 等		
備 考		

喜井町長ふれあいトーク開催結果報告書

年 月 日

開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
会 場		参加人数	
町側出席者			

番号	質問・意見 (発言者氏名)	会場での回答	処理
1			
2			
3			
4			
5			

番号	質問・意見 (発言者氏名)	会場での回答	処理
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			